

アジア・言論研究会 会則

- 第一条** 本会は「アジア・言論研究会」と称す。
- 第二条** 本会は、言論に関する研究・教育する人たちと連携を図り、研究発表だけでなく、意見交換、情報交換の場を提供するとともに言論の研究・教育の発展に寄与することを目的とする。言論研究には新聞学、言語学、教育学、社会学、法学など、言語表現に関わる研究分野を広く含む。
- 第三条** 言論の研究・教育に関心のある人ならば会員となれる。
- 第四条** 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. ウェブ上での研究発表会（もしくは研究報告会）の開催
 2. 年1～2回の研究誌 オンラインジャーナル『言論の研究と教育』発行
 3. その他、講演会、親睦会など本会の目的を達成するために必要な事業。
 4. ホームページによる情報発信
- 第五条** 本会は下記の役員をおく。
1. 会長 一名
 2. 副会長 一名
 3. 事務局長 一名
 4. 会計監査 一名
- 第六条** 会長、副会長は理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て決定する。
- 第七条** 理事は下記により定める。
1. アジア・言論研究会会員
 2. 会長の委託
- 第八条** 会計監査は、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て決定する。
- 第九条** 役員は任期2カ年とする。ただし、重任を妨げない。
- 第十条** 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第十一条** 本会は会費500円（学生会員は無料）とする。会費を1年間未納の場合、会員の資格を失う。
- 第十二条** 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 付記 本会は2017年6月設立とし、会則は同年6月25日から実施する。

2018年度役員

会 長 松井洋子
副 会 長 野中善政
事務局長 早野慎吾
会計監査 宮田好恵

2017年 6月25日 実施

2017年10月31日一部改訂

2018年 4月 1日一部改訂